

地域ICT推進協議会「プロジェクト要綱」

(目的)

第1条 地域ICT推進協議会（以下「協議会」という。）が目的とする、新しい産業活動の創造とICT関連産業の集積・活性化並びに地域社会・経済の発展等を進めるため、会員が、自主的に組織するプロジェクトチームにより、調査・研究・実践活動（以下「実践活動など」という。）を行う取り組みを促進するとともに、設置されたプロジェクトチームが必要とする活動経費を適正に負担することを目的とする。

(活動内容)

第2条 会員は、協議会活動の指針とするテーマに関し、専門的・具体的な調査などを行うため、プロジェクトチームを結成するものとする。

(実践活動などのテーマの募集)

第3条 協議会はプロジェクトチームが行う実践活動などのテーマについて会員から募集する。

2 実践活動などを行う希望がある会員は、別記様式により、企画書を事務局を通じ幹事会に提出する。

3 企画書はプロジェクトチームの代表者（リーダー）から提出するものとする。

4 企画書の提出があったときは、幹事会でその内容を別途定める指標に基づき審査し、活動経費の負担の可否について通知するものとする。

5 実践活動などを行うためプロジェクトチームを結成したい会員は、企画書の案を作成し、事務局の協力を得て会員に対しプロジェクトチームへの参加者を募集することができる。

(実践活動などの期間)

第4条 実践活動などを行う期間は協議会の事業年度によるものとする。ただし、幹事会の承認を得て、延長することができる。

(プロジェクトチームの結成)

第5条 プロジェクトチームは2会員以上により構成する。

(代表)

第6条 プロジェクトチームには構成員の互選により、代表者（リーダー）を置くものとする。

(報告)

第7条 プロジェクトチームの活動については総会などにおいて報告するとと

もに、幹事会の求めがある場合には、すみやかに活動状況について報告するものとする。

(活動経費の負担)

第8条 プロジェクトチームの活動に必要な以下の経費については、協議会が負担するものとする。

- (1) 会議費
- (2) 資料購入費
- (3) 外部講師の旅費および謝金
- (4) その他活動に必要な経費

2 協議会が負担する経費は、プロジェクトごとに異なり、プロジェクト申請時に予算書を提出した範囲内とする。

4 協議会は、プロジェクトの活動が次の各号に該当するときは、経費の全部または一部を返還させることができる。

- (1) 活動経費の使途が適切でない場合
- (2) プロジェクトチームが活動を中止または終了した場合

(その他)

第9条 前各号に掲げるもののほか、プロジェクトチームの活動および経費の負担について必要な事項については、幹事会で決定するものとする。

(付則)

この要綱は、平成30年5月11日から施行する。